

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

執務時間外の死亡届に係る事務手続き

提案団体

東員町、川越町、朝日町

制度の所管・関係府省

総務省、法務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

死亡届の受理決定及び火葬許可証の交付決定を民間事業者に委託することが可能な業務とすること

具体的な支障事例

死亡届に係る事務手続きについては、火葬を行うため、死亡届の受領及び受理、並びに火葬許可申請書の受付、並びに火葬許可証の作成、交付決定及び交付を一連の事務として行う必要がある。  
本町においては、閉庁日の役場業務を請け負う委託業者の従業員を「非常勤の特別職(嘱託職員)」として委嘱することで、公務員の身分を与え、24時間、死亡届に係る一連の事務手続きができる体制をとってきたが、令和2年4月施行の地方公務員法改正により、特別職の範囲が厳格化され、これらの業務を行う者を特別職の公務員として委嘱することができなくなり、別途正規職員または会計年度任用職員を配置することが必要となった。  
本町においては、役場の閉庁日の8時15分から17時00分までの間、会計年度任用職員を配置し対応することとしたが、夜間など、正規職員または会計年度職員の配置が困難な時間帯に死亡届が提出された場合、死亡届の受理及び火葬許可書の交付決定ができないため、申請者は再度来庁する必要があり、住民サービスの低下を招いている。また、年末年始などの長期休暇においては、全ての日を会計年度任用職員でカバーすることは困難で、正規職員を配置する必要があり、戸籍事務担当課の負担が増加していることから提案に至った。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

24時間いつでも死亡届に係る事務手続きを一括して行うことができ、申請者が再度来庁する必要がなくなるため、住民サービスの向上につながる。  
民間への委託が可能となることで、採用事務など会計年度任用職員の配置に係る事務や、正規職員の配置が不要となり、職員の負担が軽減される。

根拠法令等

地方公務員法第3条第3項第3号  
地方公共団体の窓口業務における適正な民間委託に関するガイドライン  
戸籍事務を民間事業者に委託することが可能な業務の範囲について(平成25年3月28日 法務省民一第317号)  
墓地、埋葬等に関する法律第5条及び第8条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

郡山市、桐生市、川越市、柏市、中野市、宮崎市

○当市では、土日祝を含め 24 時間の受付体制を維持するために、本庁舎及び総合支所で会計年度任用職員を採用し、警備業務と死亡届に係る埋火葬許可証の発行を含む一連の事務処理を行っている。会計年度任用職員の配置ができない場合は、正職員で対応する必要があり、緊急時などにおいても必要な事務処理を迅速で適切に安定的に行うことに支障が生じる恐れがある。

○当市は現状として平日業務時間外、土日祝日は終日、当直の市職員が対応しており特に問題は無いが、将来、当直業務の委託化を検討した場合、同様の問題が発生することになる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

12

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方自治法施行令第 171 条の5第2号に規定する徴収停止に係る要件の見直し等

提案団体

茨城県、福島県、横浜市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

- ・ 地方自治法施行令 171 条の5第2号に規定される徴収停止のための要件について、「債務者の所在が不明」部分の削除
- ・ 地方自治法施行令 171 条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の具体例の提示

具体的な支障事例

当県においては、税外未収債権の縮減を目的とした専門組織(未収債権対策チーム)を令和2年度から設置している。

未収債権対策チームが中心となり税外未収債権の整理を進めているが、全てが回収できる債権ではなく、債務者の状況に応じて、施行令 171 条の5の規定による徴収停止の措置を取る場合がある。

ただし、施行令 171 条の5の規定による徴収停止については、個人の場合は、第2号の規定により「債務者の所在が不明」であるとの要件が付されている。

当県の事例において、債務者の所在は判明していても、実際は徴収困難である事案が多々あり、徴収停止にできないなど、対応に苦慮している。

(例 1)債務者が収監されており、財産調査を実施しても差し押さえる財産がない。

(例 2)債務者は老人福祉施設に入居しており、差し押さえるべき財産がない(また認知症を患っており、履行延期の特約等でも対応できない)

上記のように、債務者の所在が判明している場合であっても徴収が著しく困難な場合があることから、「債務者の所在が不明」という要件の撤廃を求める。

なお、当県の場合、上記の例については、現状、やむを得ず地方自治法施行令 171 条の2の「ただし書き」による「特別な事情」の認定を行って対応しているが、この「特別な事情」についても具体的にどういった場合に適用可能か、特別な事情として認定できる具体例をお示しいただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

この改正により徴収困難案件の徴収停止の決定がスムーズに実施できるようになる。

根拠法令等

地方自治法施行令第 171 条の2及び同令第 171 条の5

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

豊橋市、豊田市、名張市、豊中市、山口県、熊本市、山鹿市

○当市でも件数など具体的に把握は出来ていないものの、債務者が収監中の事例が存在する。また、地方自治法施行令第171条の2の但し書きの「その他特別な事情」について、具体例を示していただけると業務の進捗に繋がることが考えられる。

○ 当県では条例により、「徴収停止の措置をとり5年間経過後も債務者が徴収停止の要件に該当していること」を債権放棄の要件の一つとしている。

債務者の所在は判明しているものの、実際は徴収困難である事案は当県においても見られるが、このような場合には徴収停止にできないため、徴収停止後5年という要件に基づく債権放棄を行うことができない。

事実上債権回収が期待できない債権について、催告等の債権保全を行い続けることは、限られた人的資源による効率的な債権回収を妨げることから、「債務者の所在が不明」という要件の撤廃を求める。

○当市の税外未収債権の管理は、各債権の担当課が「徴収・徴収停止・債権放棄」の判断をし、整理を進めている。

当市の事例において、債務者の所在は判明していても、実際は徴収困難である事案が多々あり、徴収停止にできないなど、対応に苦慮している。

例：債務者の住所(かなり遠方)が確認できており、郵便物も返戻されていないが、差し押さえるべき財産が見当たらない。

上記のように、債務者の所在が判明している場合であっても徴収が著しく困難な場合があることから、「債務者の所在が不明」という要件の撤廃を求める。

○当市では、回収見込みのない債権を早期に処理し、債権管理の合理化・効率化を図るため、当市債権管理条例において「債権放棄」の規定を設けている。当該規定では、債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難である場合は、所在が判明している場合であっても債権を放棄することが可能である。ただし、当該要件は非常に厳しい要件ため、要件に該当しないが納付能力が乏しい債務者については、延々と債権管理を続けることとなる(特に生活保護費返還の債務者等)。そのため、当該提案の内容が実現又は地方自治法施行令第171条の2の「ただし書き」の具体例が示されると、当市の債権放棄の要件と使い分けが可能となり、事務負担が軽減し、適正な債権管理に資すると考える。

○債務者の状況に応じて施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置を検討する案件の中には、債務者の所在を把握している(=所在不明でない)がために、債務者の財産状況等からは納付が困難と考えられるものであっても、同条2号の規定による徴収停止ができないものもある。

(例1)生活保護を受給中の高齢者であって、財産調査を実施しても差し押さえる財産がない者。

(例2)年金暮らしの高齢者であって、財産調査を実施しても差し押さえる財産がない者。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

29

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07\_産業振興

提案事項(事項名)

総合保養地域整備法第6条に規定する基本構想の変更及び廃止に係る手続の見直し

提案団体

宮城県、三重県

制度の所管・関係府省

総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

総合保養地域整備法第6条の主務大臣同意要件の廃止

具体的な支障事例

総合保養地域整備法第5条に規定する都道府県の基本構想については、同法制定後 30 年を経た社会経済情勢の変化により、法制定時に想定された国民の潜在的需要等が既に意味を失っており、企業の開発についても人口減少社会の本格化等を踏まえ推進一辺倒の時代ではなくなっていることから、都道府県の実情に合わせた変更や廃止を含めた必要な措置を行うことが相当である。一方、国が基本構想の変更や廃止にあたって政策評価の実施等を行った上で同意するという仕組みを堅持しており、事務負担が極めて大きいために変更や廃止が進んでおらず、基本構想の存在自体が地域振興において国による一種の足枷となり、地方自治体の創意工夫による地域振興を阻害している側面がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

総合保養地域整備法については、地方分権改革の進展により、国の同意といった全体的な統制の下で制度運用する実務上の意義を既に失っている。整備済の総合保養地域の活用や廃止も含めたあり方については地方の意思決定に委ねるべく、国の同意や基本方針における手続を廃止し、報告徴収といった最低限の関与による機動的な運用を認めることで、地方が主体的に取り組む地域振興策の一層の推進が図られ、地域社会の持続的な発展に資することが期待される。

根拠法令等

総合保養地域整備法第4条、第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

鳥取県、福岡県

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

時効期間を経過した私法上の債権等を「債権のみなし消滅」により不納欠損処分をするための規定の整備等

提案団体

金沢市

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

【第1希望】地方自治法施行令等に「債権のみなし消滅」による不納欠損処分(債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)第30条及び歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号)第27条の規定に相当する制度とします)をするための規定の整備

【第2希望】「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を地方公共団体の「規則」で定めても差し支えない旨の技術的助言の実施

具体的な支障事例

時効期間を経過した私法上の債権は、判例上、債務者からの時効の援用がなければ消滅しない。このため、債務者の所在が不明である場合等で時効の援用が行われない債権は、一般的には、地方自治法第96条第1項第10号の「権利の放棄」として議会の議決を得るか、債権管理条例等を制定し、条例の規定に従って債権放棄をした上で不納欠損処分をするべきとされている。しかし、債務者の所在が不明であれば、債権放棄の議決を得ても、放棄の意思表示を到達させなければ、意思表示の到達主義(民法第97条第1項)の下では、債権は消滅しない。これを消滅させるには、裁判所において意思表示の公示送達を行う必要があり、一定の手続と費用が必要となる。一方、国においては、財政法第8条において債務の免除は「法律に基づくことを要する」とされるところ、省令で「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を定めている。このことは、「債権のみなし消滅」は「債務の免除」(権利の放棄)ではないと解釈しているものと考えられる。そこで、「債権放棄」ではなく、国と同様の「債権のみなし消滅」による不納欠損処分が地方公共団体も行えることが明らかになれば、債権放棄の方法における「意思表示の到達」という問題を生じさせずに不納欠損処分ができるようになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

「債権放棄」ではなく「債権のみなし消滅」による不納欠損処分を行うことができれば、時効期間を経過した私法上の債権や破産法等による免責決定を受けた債権など実質的に財産的価値を失った債権について、債権放棄の意思表示を行うことなく不納欠損処分ができるようになる。これにより、費用をかけることなく、住民に対して実態を反映した財産状況の説明ができるようになる。

(参考)債務者の所在が不明である場合に発生する「意思表示の公示送達」のための費用(裁判所ホームページより):収入印紙1,000円+予納郵便切手1,048円+到達証明用収入印紙150円の計2,198円

根拠法令等

行政事例(昭和47年6月19日自治行46)の解釈(当該行政事例そのものではなく、これの一般的な解釈が、「不納欠損処分をするには権利の放棄として議決を要する」という解釈となっているようである。)

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、群馬県、前橋市、新潟市、豊田市、姫路市、広島市、徳島県、佐世保市、熊本市、大分県

○当市においても、提案の事例と同様に退去後に所在不明となり請求及び放棄できない事案は多く、解決策を模索している状況にある。問題の解決策の一つとなりうること及び国と地方の制度是正を解消するため規程の整備等が必要である。

○当市では、「水道料金は2年の短期消滅時効が適用される」とした最高裁判決後、監査委員による決算審査において、時効期間が満了した債権について簿外管理して不納欠損するのは適切ではないとの認識のもと、条例整備による債権放棄を行うよう意見が付され、平成18年3月に条例改正を行った経緯がある。提案されている「債権のみなし消滅」は、債務者との間の権利関係を変動させず、内部の財務会計上の処理のみを可能とするものであると考えられるが、地方自治法第96条（議決事件）及び同法第240条（債権）との整合性を図った仕組みが求められる。なお、債権管理条例は、既に全国の多くの自治体において整備されており、当該条例による債権放棄は、効率的な行政運営のため、債権放棄（判例でいうところの「債権の処分」）を行う基準を条例に具体的に定め、当該基準に従い回収可能性の低い債権を放棄するものであることから、債務者の所在不明の場合に裁判所を通す等して意思表示の送達までせずとも債務者との間で支障が出る恐れは少ないと考えられるが、債権放棄の効果を確定させるためには条例による場合であっても必ず通知が必要であるとの考えに立つのであれば、債権放棄時の通知を不要とする規定の整備も併せて求められる。

○当県においても、私債権を抱えている複数の部局において不納欠損処分がなかなか進まず、債権額が増加する要因となっている。（各自様々な方法により債権整理に努めているが、債権管理条例を定めていない当県においては、不納欠損処分を行うには金沢市が挙げている支障事例にもあるように様々な手続きが必要であり、実際には債権の整理が追いつかない状況である。）金沢市提案の「債権のみなし消滅」による不納欠損処分が地方公共団体も行えることが明らかになることで、不納欠損処分が進まない債権の整理が進むことが期待される。

○当市における消滅時効を理由とする債権放棄は毎年200件近くあり、かなりの事務負担となっているところ、「債権のみなし消滅」の規定があれば手続きを簡素化できる期待がある。

○時効期間を経過した古い債権の中には、債務者が死亡し、相続人が複数存在する案件がある。中には、相続人も死亡している案件もあり、相続人がさらに複数存在するなど相続関係の調査に費用、時間及び労力を費やすことも少なくない。これらの案件では、債権放棄を行ったとしても、意思表示を到達させるために、さらなる費用等を費やすこととなる。（例）古い貸付債権に関して債務者の調査を行ったところ、複数の相続人の存在が明らかとなった案件

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

63

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方独立行政法人における出資財産処分の際の定款変更に伴う手続の簡略化

提案団体

青森県、岩手県、宮城県

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

地方独立行政法人法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産」にあたらぬ(地方独立行政法人の業務に影響を及ぼさない)出資財産の処分について、業務効率化の観点から、定款変更に伴う設立団体の一連の手続を簡略化すること。

具体的な支障事例

## 【制度改正の必要性】

地方独立行政法人法(以下「法」という。)に基づき当県が設立した地方独立行政法人当県産業技術センター(以下「法人」という。)は、設立から12年目を迎えている。当県が法人に出資した財産(件数558)は老朽化が進行しているほか、社会情勢の変化に合わせた組織再編等に伴う整理・統廃合がなされ、処分案件が多く発生し、今後も増加が見込まれている。財産処分後の定款変更には、法第8条第2項に基づき、県議会の議決を経た上で総務大臣の認可を受ける必要があり、財産処分の規模の大小や法人の経営に与える影響の多寡にかかわらず、法人及び当県の事務負担が増加し、限られた人員や働き方改革などを踏まえ、事務負担の軽減や効率化が求められている。また、財産処分後に、定款変更について県議会の議決を要することは、県議会から審議に対する必要性も問われかねないものと考えている。なお、過去には、法人の業務に何ら影響がないという理由から、法人の名称等の変更について、定款変更手続を簡素化する制度改正が行われた経緯がある。本事業も業務に影響ない出資財産の処分に関するものについて求めるものであり、さらに処分に当たっては、県知事が設立団体としての意向を反映させるという観点から、事前に処分の承認を行う手続を経ている。

## 【支障事例】

法第6条第4項に規定される「出資等に係る不要財産」(重要な財産)にあたらぬ出資財産であるにもかかわらず、処分に当たり定款変更が必要であることから、総務省との事前協議、県議会上程議案の協議、議会対応と議決、認可申請等の手続が必要となった事例は以下のとおり。

- ①平成26年11月、土地の一部を売却し、平成27年2月に議決、平成27年7月に認可
- ②平成27年11月、船舶を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可
- ③平成27年12月、土地の一部を売却し、平成28年2月に議決、平成28年8月に認可
- ④平成31年2月、土地の一部を売却し、令和元年6月に議決、令和元年10月に認可

※令和3年度、3件程度の財産処分に係る定款変更を行う予定がある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

法人及び県の大幅な作業事務の効率化が期待できる。特に、近年の新型コロナウイルスに関し、マンパワーを必要としながら感染拡大を抑え込む取組を進めていく必要がある中で、今回の事務負担の軽減や効率化はタイムリーであり、有効となるものである。



## 根拠法令等

地方独立行政法人法第3条第3項、第6条第4項、第8条第2項

地方独立行政法人法施行令第2条3号

地方独立行政法人法施行令の一部を改正する政令等の公布及び施行について(平成25年10月17日付け総行経第22号総務大臣通知)記第2

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高崎市、長崎県、佐世保市

○当市においても、設立する地方独立行政法人(病院)が2つあり、その資産(土地、建物)の移動の都度、定款変更の議案を上程している。令和2年度の事例では、地積調査により生じた僅か1.0㎡未満の土地の移動について、議決後に知事の承認を得る事務処理を行ったが、その移動の重要性からみても極めて非効率であると言わざるを得ない。地方独立行政法人法第6条及び第42条の2第5項により、議会の議決を必要とする資産の条件が一定の重要な財産に限られていることを鑑みれば、定款の変更においても、これと同様の基準を設け、事務の効率化を図るべきである。法第6条第4項に規定される「重要な財産」にあたらぬ出資財産であるにもかかわらず、処分に当たり定款変更が必要であることから、県との事前協議、市議会上程・議決、認可申請等の手続が必要となった事例は以下のとおり。

①一部建物の名称変更等→平成30年3月に議決、平成30年3月に認可

②建物の解体等→令和元年6月に議決、令和元年8月に認可

③国土調査に伴う土地の一部面積修正等→令和3年3月に議決、令和3年4月に認可

○処分手続きの簡略化という提案全体の趣旨を鑑みれば、提案が実現することにより、法人に対して財産を出資する県において、行政事務の効率化が図られるものと推測されることである。今後、当県でも、議会の議決及び総務大臣の認可が必要となる財産処分案件が生じる可能性を否定することはできないところであり、現時点において、提案団体の提案内容に賛同しないこととする理由を見出しがたいことから、提案内容に賛同する。

○当県においても、法人化している県立大学の建替に取り組んでおり、将来的に定款変更の手続きが発生する予定であり、手続きが簡略化されれば、事務負担の軽減が期待される。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

76

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

## 提案事項(事項名)

審査請求の審理中に処分庁が処分の取消しを行ったことで審査請求が不適法となったものに係る対応の見直し

## 提案団体

川崎市、福島県

## 制度の所管・関係府省

総務省

## 求める措置の具体的内容

審査請求の審理中に、処分庁が処分の取消しを行ったことで審査請求が不適法となったものについて、次のいずれかの対応が可能となるよう提案します。

- ①処分の取消しの場合、裁決によらず審査請求が終了となるようにする。
- ②処分の取消しを理由として却下裁決を行ったことについての議会への報告については 不要とする。

## 具体的な支障事例

生活保護費返還金に係る督促処分に関し審査請求がなされた案件に対して、却下裁決を行ったことから議会に報告を行いました。当該報告に係る却下裁決の事由は、生活保護費返還金決定処分の取消しに伴い、督促処分が取り消されたためでした。(なお、当該生活保護費返還金は、後に改めて算定をし直して返還金決定処分を行っており、それでも、審査請求人から納付がなされなかったことから、再度督促処分を行った結果、これに対しても再度審査請求がなされています。)

このような場合、当初の督促処分が取り消され、審査請求の法律上の利益が失われても、審査請求人からの取下げがない限り審査請求は終了しないため、法律上は却下裁決まで手続を行わなければなりません。

## 制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

処分の取消しにより却下裁決となる当初審査請求を速やかに終了することで、実質的な審査請求の審理を、新たな処分に対する審査請求へ向けることができ(新たな処分に対する審査請求がない場合についても)、審理員意見書の作成や却下裁決に当たっての手続といった事務処理の効率化が図られるものと考えます。(生活保護費返還金決定処分に対する審査請求は、生活保護法第64条の規定により、都道府県知事に対して行われており、この点についても、事務負担の軽減が図られるものと考えます。)

また、処分の取消しにより却下裁決とする審査請求の議会への報告手続と新たな処分に対する審査請求への対応を並行して行うことで増していた、審査庁、処分庁や議会の事務も、削減できるものと考えます。

## 根拠法令等

行政不服審査法第44条、地方自治法第206条第4項、第229条第4項、第231条の3第9項、第238条の7第4項、第244条の4第4項

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

前橋市、山梨県、京都市、兵庫県、広島市、宇和島市、熊本市

○審査請求の対象となっている処分が処分庁によって取り消された場合であっても、却下裁決書の作成を行う必要があり、事務の負担が生じている。また、審査請求人救済の観点からも速やかな手続き終結が望ましいと考えられる。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

広域連合制度における国に移譲を要請できる事務の基準・手順等の明確化及び範囲拡大並びに国との共同事務処理の枠組み創設

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

総務省

求める措置の具体的内容

国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで、要請権を実質的に行使できないことから、その見直しとともに、要請できる事務の基準・手順等の明確化を求める。  
関西に関連する国の計画策定や大規模災害対策など、共同で取り組むことで、効果が高まりかつ効率的なものや、事象発生時等に円滑な対応ができるものなど、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務について、広域連合からの要請により共同処理できる枠組みをつくることを求める。

具体的な支障事例

地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。  
一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)とされているが、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、要請権を行使するに当たっては、国から移譲を求めたい事務・権限に関連する一定の事務を、予め構成府県市から持ち寄ることが必要となる。しかしながら、持ち寄る段階では移譲を求めたい事務・権限は国にあり、関連する事務・権限のみを広域連合に持ち寄ったとしても一元的な権限行使はできないため、持ち寄るメリットを見出すことが難しく、構成団体の同意形成には多くの時間や労力が必要となる。  
このような中、要請権の行使により国から権限移譲を受けられる一定の蓋然性が見いだせれば持ち寄ることへの意欲が高まると考えられるが、具体的な基準や手順等について明らかでなく、要請権を行使したとしても、徒労に終わる可能性があることから、要請権の行使の機運が高まらず、形骸化している。ついては、地方自治法第291条の2第4項の対象となる具体的な基準や手順等について明示いただきたい。併せて、広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務以外であっても要請権を行使できるよう、要請できる事務の範囲の拡大をお願いしたい。また、広域連合と国が共同して実施することが適当な事務についても、共同処理による制度的な枠組みがないことから、その着手及び円滑な実施が難しい状況になっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。また、要請権の行使が可能となる具体的な基準や手順等を明確化するとともに要請権行使の範囲を拡大することにより、幅広い検討することが可能となり、より包括的な事務権限の移譲に関する議論を行うことが可能となる。

根拠法令等

地方自治法  
第 252 条の 17 の 2 第 3 項、第 4 項、第 291 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

129

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11\_その他

提案事項(事項名)

地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

—

求める措置の具体的内容

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付け廃止

具体的な支障事例

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

しかし、第1次地方分権改革後の平成12年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の157件(平成4年)から390件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体を実施する内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

根拠法令等

—

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

-

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

143

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01\_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市計画基礎調査における、固定資産課税台帳情報の家屋情報の内部利用を可能とすること

提案団体

浜松市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画基礎調査において、固定資産課税台帳情報のうち、家屋情報(所在地番、用途、構造、建築年、階数、床面積等)及び固定資産税担当課が保有する家屋の位置情報(家屋外形図との紐づけ情報等)の内部利用を求める。

具体的な支障事例

【具体的な支障事例】

当市では、都市計画法に基づく都市計画基礎調査(5年毎実施)において建物利用現況調査を、所在する都道府県の都市計画基礎調査実施要綱に従い実施している。令和2年以前の要綱では建物用途のみの調査であったが、令和2年6月の要綱改正により、建物利用現況調査に構造、建築年、階数等の調査内容が追加された。この調査を実施するには、莫大な費用と労力が必要となり、調査の実施が困難な状況である。

【提案に至った背景等】

近年の急速なデジタル化の進展とともに、明確な根拠に基づく計画策定が求められる中で、詳細な建物データの調査の必要性が高まっているが、上記調査のため、独自で構造、建築年、階数等を調査するには莫大な予算と労力が必要となるため、これらの建物情報を有する固定資産課税台帳情報(家屋情報)の活用を図りたい。登記情報では、実際の家屋の用途、構造、床面積等が登記の情報と異なる場合があるため、固定資産課税台帳に登録されている家屋情報の利用を求めるが、登記情報とは異なる実際の建物の情報や未登記家屋に関する情報、家屋外形図と紐づいた家屋の位置情報等は、いずれも地方税法の守秘義務の対象となることから提供を受けることができず、活用できない状態となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

建物利用現況調査による、建物の実態調査は、個別の都市計画の決定、見直しの客観的なデータとして分析評価に活用される。集約型都市構造を目指す中で、建物の規制誘導に係る用途地域や防火、準防火地域の検討は大変重要である。

防災まちづくりの推進のため、建物利用現況調査をもとに災害リスクの評価(災害危険度判定調査)を実施することで、災害につよいまちづくりの検討において、非常に有用なデータとなる。根拠のある災害リスク評価を市民に周知することは、防災意識、防災まちづくりへの関心を得るためにも非常に重要である。

まちづくり全般への活用が期待できる3D都市モデル構築への利用も考えられる。

根拠法令等

地方税法第22条  
都市計画法第6条



追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉市、山梨県、掛川市、豊田市、稲沢市、今治市、久留米市、大分県、宮崎市

○都市計画法施行規則の改正により、低未利用地、空家、建物高さ等が調査項目として新たに追加されたため、固定資産課税台帳を基にした家屋・土地情報を利用することが、都市の実態を踏まえた上で、最も効率的かつ精度の高い調査手法であると考え。都道府県が実施主体となる法定調査ではあるものの、特に中核市である当市のような市域規模であれば、市町村の協力なくば調査として成立しないものであり、地方税法の守秘義務の対象となる当該情報の柔軟な運用を求める。

○当市の都市計画基礎調査については、所在する都道府県が主体となって実施しており、その業務委託に要する費用を所在する都道府県と当市でそれぞれ2分の1ずつ負担することとしている。当市においては、近年、多額の負担金を要するケースも多く、負担金縮減の観点からも、固定資産税担当課が保有する家屋の位置情報（家屋外形図との紐づけ情報等）の内部利用を進めることは重要であると考えられる。昨今の激甚・頻発化する大規模自然災害に対応するためにも、災害につよいまちづくりの検討において、非常に有用なデータとなることが期待される。

○要綱改正に対応した建物利用現況調査を行うためには、多大な費用と労力が必要となるため固定資産課税台帳の家屋情報及び位置情報の内部利用が必要と考える。

○基礎調査においては、建物を含めて土地利用現況を調べることは、まちづくり全般の検討において、非常に有益な情報となる。固定資産税課税台帳情報の基礎調査への活用が明確に位置付けられると、税部署との協議も円滑に進み、事務負担の軽減が期待される。可能であれば基礎調査に限定せずに、まちづくりに関する施策の検討や計画策定のため等公共性を有する利用については、固定資産税課税台帳情報の活用を検討いただきたい。

# 令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

146

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08\_消防・防災・安全

提案事項(事項名)

災害時に限り、指定区間に限定して、四輪バギーの公道走行を可能とする規制緩和

提案団体

兵庫県、滋賀県、大阪府、堺市、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

スノーモービルの例に倣い、災害対応等を行う四輪バギーについては、車両登録の有無に関わらず、被災地域内の指定区間に限定して、公道走行を可能とすること。なお、被災地の指定区域の範囲は、物理的な走行可能状況により自治体が判断する。  
当該指定区間の走行に際し、一定の安全性を担保するため、運転者については、車種区分を問わず普通免許保持者とする。

具体的な支障事例

## 【現状】

災害などの有事の際に活躍できる四輪バギーやスノーモービルなどのオフロードビークルは、一部を除き運転免許やナンバー登録の制度が無いため公道での走行ができないが、豪雪時においては、通行止め区間において、公道走行できないスノーモービルの使用が認められており、令和2年12月の関越自動車道渋滞においても路面状況や安否の確認等で活躍している。

災害時において道路途絶時等の対応力強化が求められている中、必要な機能(不整地走行性能や資機材等の輸送力)を有し機動的な救援救助活動の展開が可能となる四輪バギーについては、民間の所有する車両登録されていない車両も含め今後の活躍の場が広がる可能性が大いにありとされるが、一部の大型特殊車両登録が可能な車両を除き、公道走行が不可能である。また、その多くはレジャー施設等の限られた敷地内での利用にとどまっている。

## 【支障】

災害時には遅滞なく被災地に到着し人命救助等にあたる必要があるが、スノーモービルの事例のように、道路途絶時等に機動的な活動を可能とする四輪バギーの公道走行に係る制度整備がなされていない。

特に、各所で道路途絶が想定されるような大規模災害時には、救助活動に従事する職員(主として消防職員を想定)も限られ、一部の車両登録された四輪バギーのみでは活動に限りがある事も想定され、現地到着が遅れるなど速やかな対応が妨げられれば、被害の拡大を招くおそれがある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後想定される大規模災害等において、道路途絶時等に機動的な救援救助活動の展開が可能となる。

根拠法令等

道路交通法第3条、第64条、第77条、第80条、第84条、第85条、  
道路運送車両法第3章、道路管理におけるスノーモービルの活用について(平成23年2月18日付け国国防第48号、国道環安第53号、国道高第178号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

石川県、八尾市、高知県、佐世保市

—